ては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

12　「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13　「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）